

平成30年9月6日
交 通 局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 職場内における窃盗

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	46	男性	停職6月間

イ 管理監督者

副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

平成29年11月から平成30年7月までの間に、事故者は、同じ職場に勤務する複数の職員の財布から15回にわたり計122,000円を窃取した。なお、事故者は、窃取した現金について、既に全額返金している。

2 都営三田線大手町駅における乗降扱いの不実施

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	45	男性	戒 告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成30年6月19日、事故者は、都営三田線「大手町駅」に到着した際、ホームドアと車両ドアの開閉操作を怠り、列車を発車させた。このことにより、当該駅においてお客様を乗降させることができなかった。

3 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	31	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成30年6月21日、事故者は、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。

4 保守用車の追突事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	51	男性	戒告
主事	44	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成30年2月17日、事故者二人は地下鉄の保守用車を運転中、前方で別の点検作業を行っていた保守用車に気付くのが遅れ、これに追突した。

5 公務外の非行事故（窃盗）

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	停職3月間

(2) 事故の概要

平成30年2月2日、事故者は、休憩時間中に立ち寄った書店において書籍10点を窃取した。

6 営利企業等従事制限違反

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	47	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成29年5月から平成29年12月までの間、事故者は、兼業が本来認められない事業にも係わらず、家族が代表者である会社の取締役就任していた。